

<2009年3月20～21日 生協労連・第87回中央委員会決定>

2009年春闘の到達点と当面する補強方針

～雇用を守り、貧困と格差・ワーキングプアの解消を
すべての働く人にディーセント・ワークの実現を～

2009年3月21日
生協労連第87回中央委員会

1. 2009年春闘前半の情勢ととりくみの到達点

昨年12月に開催した生協労連第86回中央委員会は、「雇用を守り、貧困と格差・ワーキングプアの解消を すべての働く人にディーセント・ワークの実現を」をスローガンに、①「雇用と国民生活、地域経済を守ろう 日本経済を外需依存から内需主導へ」、②「競争と格差を生み出す新自由主義からの脱却を 連帯と共同、共生・共存の社会を」、③「生協職場の閉塞感からの開放を 事業と運動の展望を切り開く」、④労働組合の使命を果たそう 労働組合の社会的存在意義が問われる春闘」、⑤「2008年度方針の全面実践へ ディーセント・ワークをすべての労働者に」という09年春闘の5つの意義と構えを確認するとともに、それを基本とした09年春闘方針を確認しました。

昨年の年末以降、「派遣村」に象徴されるように、労働者の職と住と食そのものが失われるという異常な状況のなか、そうした労働者の支援を全国的にもすすめるとともに、大企業の社会的責任の追及、「働くルールの確立」をめざすたたかいに全力をあげてきました。

一方、1年前の餃子事件による影響、さらには急激な景気後退が生協の事業にも大きな影響を及ぼし、私たち生協労働者のくらしの後退も余儀なくされるなか、労働者の生活と実態を真正面に据えた要求論議を行いながら、一步も譲ることのできない要求としての09春闘要求を掲げ、この間のたたかいをすすめてきました。

1月に開催した7つの地連の春闘組合学校には、全国から650人を超えるなかまが参加し、09年春闘への構えを確認し合い、たたかいへの意思統一を行ってきました。「2.12～2.13の生協労連独自行動、中央総行動」には、全国から延べ56単組746人のなかまが結集し、最低賃金の引き上げや均等待遇の実現、食の安全の確立など、7つの課題でのとりくみを行い、社会に強くアピールしました。

各地連では各単協への理事会訪問・要請行動や職場などへの激励行動を行い、各単組では職場からの要求を束ね理事会に提出し、統一回答指定日である3月11日を中心に回答の引き出しを行ってきました。

(1)「派遣切り」などへの支援と雇用確保のたたかい、

不況や業績不振を理由とした派遣切りや期間工の雇い止めが全国に広がり、「外需依存の日本経済から内需主導の経済への転換」の世論が社会的にも大きく広がるなか、雇用と生活を守ること、賃上げや社会保障の拡充、減税が内需拡大への最大の保障であることを全労連や国民

春闘共闘に大きく結集しつつ、内外に訴えながらこの間のとりくみをすすめてきました。

とりわけ、「派遣切り」などの雇用をめぐるたたかいでは、年末からとりくまれた「派遣村」への支援（ボランティアやカンパなど）をはじめ、中央・地方での「派遣切り」や雇い止めにあった労働者への支援や組織化のたたかい（3月14日現在労組結成・加入は136件1600人）、日本経団連への抗議行動や大企業への申し入れ、社会的責任を迫るたたかいなどに積極的にとりくんできました。また、全労連が提起した「ワインコインカンパ」のとりくみにも「ワンコイン・500円募金運動」として提起し、現在進行中です。

さらに、地域での「派遣村」のとりくみやネットワークづくのとりくみでも全国の単組が地域のなかで大きな役割、中心的な役割を發揮しながらとりくんでいます。

一方、生協の職場でも雇用問題は物流センターの統廃合や事業所閉鎖などで大きな課題となっています。とりわけ、事業連合がらみの雇用問題では九州と中四国でパートを中心に大規模な雇用問題となっており、該当の地連や単組では対策委員会などを立ち上げ、全員の雇用確保のたたかいをすすめています。また、全国的にも物流センターを中心に委託化がすすめられ、委託労働者の組織化も大きな課題となっています。

コープイン渋谷の廃業に伴う大学生協ユニオン東京のなかまのたたかいは、コープイン渋谷の存続は実現できませんでしたが、雇用不安を招いたことと廃業決定にいたるプロセスに問題があったことを理事会に認めさせ謝罪させ、コープインを支えてきた労働者の尊厳を回復させました。謝罪踏まえ、全国的な支援にも支えられ、退職・再雇用条件も当初提案を引き上げる成果も実現しました。雇用確保という点ではこれからが正念場となっています。同時に、大学生協連の事業のあり方や民主的運営を求めるとりくみは大学で働くなかまのこんごのたたかいに引きつがれることとなります。

偽装請負や偽装派遣が大きな社会問題となるなか、京都生協パート労組と京都生協労組は昨年から子会社であるコープストアサービスの解消とそこで働くなかまの直雇用をもとめるたたかいをすすめてきましたが、この09春闘前段のたたかいで基本的には労組の主張どおりの合意をかちとりました。実際には予算などとの関係で次年度からとなりますが、このとりくみを学び、教訓化していくことが重要となっています。

いまや、首切りは正規を含むすべての労働者に広がり、「育休切り」という事態までに拡大しています。年度末には失業率は5.5%という予測なども出されていますが、この分野でのたたかいは労組の存在意義をかけたたたかいとして引きつづき全力をあげてたたかっていく必要があります。

(2) 共同と共闘を広げ、「雇用の拡大と貧困の解消」を大きくアピールした「2.12～2.13総行動」

09春闘前段の大きなとりくみとして位置づけた「2.12.～13中央総行動」では、生協労連として7つの課題を掲げ、12日の「09春闘決起集会」を含む生協労連独自の行動、つづく「なくせ貧困、生活危機突破」を掲げた「2.13総行動」を大きく成功させました。

生協労連7つの課題

- 最賃大幅引き上げと最賃審議委員獲得
- 食の安全の確保
- 労働者派遣法の抜本改正
- 消費税増税反対
- パート法の見直し（均等待遇の明記、有期雇用の制限）
- 介護労働者の処遇改善・介護保険制度の抜本見直し
- 地球温暖化対策の強化（京都議定書の遵守、CO2等の削減）

7つの課題ではさまざまな団体との共同や懇談、行政機関との交渉や要請、そして議員要請にとりくんできました。13日の中央総行動では各地連、単組が創意あふれたみごとなパフォーマンスで最賃の引き上げ、均等待遇、ワーキングプアの解消などをアピールしました。

「働くルール署名」(正式名称:「人間らしい働き方と暮らしの実現を求める国会請願署名」)は、これまでに3万筆近くが集約され、この署名の紹介議員数はこれまでに44人となり、昨年を上回っています。紹介議員数をいっそう広げ、「働くルール」の確立に向けてとりくみを強化していく必要があります。

(3)最低賃金 1,000 円以上の実現と最賃委員実現のたたかい

2008年11月13日、生協労連の最賃闘争交流会を開催して以降、生協労連は最賃引き上げ

働くルール署名

- 雇用と生活の安定による内需拡大
- 労働者派遣法の抜本改正
- 最低賃金 1,000 円以上の実現
- 長時間労働への規制と過労死のない社会の実現
- 均等待遇実現と有期労働の制限

を求める世論強化のとりくみと最賃審議会委員獲得のとりくみ、さらにはそのための資材の作成などにとりくんできました。最賃獲得のとりくみでは、一つでも風穴を開けたいということから、生協労連として宮城・埼玉・神奈川を重点地域とし、激励などおこなってきました。2月12日の生協労

連春闘決起集会ではあらためて最賃 1,000 円以上の実現、最賃委員実現に向けての意志統一を行いました。活動の幅を広げ、多くの人たちに関心を持ってもらうために、最賃君や最賃ソングなどを登場させるなど、中央・地方で創意あふれたとりくみが開始されています。

なお、中央では北口副委員長を中賃の委員としてたたかうことを確認し、全国では現在 28 人を候補者に立てたたかいをすすめています(3月18日現在)。

(4)厳しい賃金・一時金回答が続出 諸要求では一定の前進も

一斉回答指定日した3月11日を中心に、全国の各単組に賃金及び夏季一時金、諸要求への回答が提示されました。その回答の内容はいずれも、昨年の餃子事件の影響、昨年からアメリカ発の金融危機に端を発する急激な景気後退、そのもとでの単年度決算の落ち込みを理由として、きわめて厳しいものとなっています。一部の単組にはや「定昇の凍結」や「回答延期」も出されています。

ベースアップ・底上げを獲得した単組は、正規8単組・パート6単組で、昨春闘と比べて後退しています。正規では定昇のみ回答が多く、パートでは定昇制度があるところは確保されているものの、ゼロ回答単組が10単組と二ケタを超えています。夏季一時金も、前年実績月数を上回る単組は、正規1単組・パートはゼロとなっており、多くは前年を下回っています。

一方、諸要求部分では、定年延長、長時間労働対策、裁判員制度などで一定の前進がはかられています。

●正規・パートの賃上げ回答の状況<賃金回答の単純平均（金額＝正規月額・パート時間額）>

	2009年春闘			2008年春闘					
	3月19日現在			3月20日現在			最 終		
	単組数	金 額	%	単組数	金 額	%	単組数	金 額	%
正 規	23	3,681	1.22	64	3,417円	1.08	84	3,814	1.23
パート	31	3.65	0.32	36	4.00円	0.43	58	6.04	0.60

※ 単組数は、金額が標記できていない回答を含む

●正規・パートの夏季一時金回答の水準<夏季一時金回答の単純平均（正規・パートとも月数）>

	2009年春闘		2008年春闘			
	3月19日現在		3月20日現在		最 終	
	単組数	月 数	単組数	月 数	単組数	月 数
正 規	47	1.61	49	1.60	102	1.72
パート	23	0.69	23	0.71	50	0.68

※ 単組数は、月数が標記できていない回答を含む

国民春闘共闘・全労連に結集する単産・単組の賃上げは、大変厳しいものになっています。第1次の集中回答日に設定した3月11日までの回答状況は、登録組合の1割・88組合に回答が出され、単純平均で5,602円・1.56%となっています。昨年と比較しても、回答引き出し数で5割減少し、回答内容も額で518円、率で0.38%下回っています。そうしたなかでも、22組合が前年実績以上の回答を引き出すという奮闘も報告されています。09年国民春闘共闘は、「現段階で、回答傾向を詳細に把握することは困難であるが、一部には景気後退を口実にした『出し渋り』の姿勢にある企業や、定期昇給相当分すら回答せず、事実上の賃下げ回答を行っている企業もあるなど、不当な回答も散見される」として、企業の回答姿勢とその内容を批判しています。

連合は、16日に18日の一斉回答日を前に、ベアが示された組合とその額を公表しました。ベアが出された単組はなかなか人材が確保できない食品、外食系組合に多く、プリマハムが1,513円、サイゼリア1,000円、高島屋423円（満額）、アシックス847円などとなっています。経営側の人材確保の戦略として読み取れます。

連合は、この間の物価高や大幅な景気後退の影響のなかで、労働者の生活が後退しているとして、09年春闘ではベア+定昇分の要求をめざしていましたが、18日に自動車や電機などの大手組合に出された回答は、経営側の厳しい壁を突破できず、「定昇のみ」回答が相次ぎました。ほとんどの組合では一時金がマイナスとなり、一部の組合では「定昇凍結」で妥結せざるを得ないところも生れています。大企業はこれまでに溜め込んだ内部留保を一切使うことなく、急激な景気後退の影響を労働者だけに押し付けるだけの姿勢に終始していますが、これはきわめて理不尽で、社会的責任を放棄したものといわざるをえません。大企業のこうした姿勢をこれからのたたかひのなかで引きつづき追及していく必要があります。

一方、ゼンセンを中心としたパートの賃上げ回答は、いわゆるリーダーや管理職などの部分に一定の回答が出されています。詳細は不明ですが、ダイエー12.4円（1.47%）、マイカル19.34円（2.23%）、マックスバリュー西日本11.3円（1.30%）などの回答を引き出しています。

(5)各地で組織拡大・強化に大きく踏み出す

秋の組織拡大月間は、6,000人のなかまを生協労連に迎え入れることを目標に掲げ、全国で奮闘してきました。秋の月間の到達点は、50組織で1,314人の到達となりました。拡大人数は、昨年秋の到達点を下回っていますが、成果を上げた組織は昨年31組織から50組織と大きく広がり、委託のなかまを200人近く迎え入れる成果を上げています。

とりわけ、かごしま・ぎふの2単組は、今年の春ユニオンショップ化めざし、かごしま187人、ぎふ89人と全国のなかまを牽引する役割を果たしました。これらの成果と教訓に確信を持ちながら、春の組織拡大月間につなげましょう。

すでに、春の組織拡大月間が元気にとりくまれており、これまでに28組織で467人の到達点となっています。表彰制度へのエントリー組織も21単組と大きく前進し、すでに5単組が目標を達成しています。地連ごとの「総がかり作戦」も具体化されつつあります。

2. 今後の労使交渉に向けた基本姿勢

09年春闘の回答の引き出しと上積みを求めるたたかいはこれからが本番です。生協労連書記局の集約でも09春闘要求を提出した単組は76単組と全体の半数にも届かない44%にとどまっています。また、回答を引き出した単組は66単組と全体の38%です。労働者の生きる権利やくらしが脅かされている状況のもと、労働組合の役割が決定的に重要となるなか、いまのこうした状況はまだまだ労働組合が本来の役割を発揮しているとはいえない状況にあります。

1) 理事会(経営側)に説明責任を果たさせ、こんごの生協運動の展望を切り開こう

少なくない生協が08年度の決算で赤字となり、なおかつ09年度の予算がつくれない、確定していないなかで09春闘の回答が出されています。これまでの「低額回答」のほとんどが、餃子事件の影響から脱却できていないこと、そして昨年来のアメリカ発の金融危機の影響による急激な景気後退が、その回答理由となっています。自らの経営や事業構造問題、組合員のくらしの動向や運動など、さまざまな視点・角度からの正確な実態把握と分析、それをもとにした方針や政策が真面目に検討されたのかどうかをきわめて疑問です。したがって、労働組合の要求そのものが真剣に検討されていない、単に人件費のみを削減した回答になっている状況もあります。これでは働くもののモチベーションだけが下がり、生産性の低下につながっていく可能性が大です。回答の背景とこれからの事業の方向、展望をしっかりと説明させ、労働者が納得いくように説明責任を果たさせていくことが決定的に重要です。

2) 働くものの労働実態、職場運営の実態の解決は緊急課題

長時間及び不払い労働は依然として深刻です。さらには職場運営の問題、成果主義的賃金制度の運用含め、メンタル不全、パワハラ問題がいつそう深刻さを増しています。「自由なものが言える職場」のためには、いつそうの努力が求められています。何よりも人権の確立、人間尊重・優先の組織と運営を求め、この春闘をたたかっていくことが重要です。

3) パートの処遇改善を改正パート法の積極的活用で実現しよう

昨年の4月から改正パート法が施行されました。法では、職場の実態に即してパートへの均等待遇や均等処遇などが位置づけられました。具体的な処遇についても企業としての説明責任が課せられました。しかし、この1年近くの各生協のとりくみ状況はきわめて不十分だといわざるを得ません。どこの生協でも仕事と責任含め正規からパートへの置き換えが行われていますが、パートの処遇はほとんど据え置かれたままです。この点では、他の流通との立ち遅れはいつそう際立っており、他流通との競争力格差の拡大が懸念されるどころです。この09年春闘で大きな前進を勝ちとりましょう。

4) 最賃のたたかいを重視して

最賃引き上げのたたかいはこれからが本番です。全労連も4月22日の第1次最賃デーのとりくみを皮切りに、第4次までの行動を提起し、生協労連でもこれに合わせて最賃のたたかいを具体化しています。また、春闘回答では今年最賃の引き上げを見て、パートの時給を考えるという回答も出ています。最賃を大幅に引き上げることと私たちの時給のアップ、引き上げとが直結している状況になってきています。企業、財界からの巻き返しの攻撃も激しくなっていますが、最賃委員の獲得と合わせ、全力でとりくみましょう。

5) 政治革新をめざして

雇用問題などを含め、いまの政治の貧困には目に余るものがあります。私たちは、こうした政治災害ともいべき現状を打開し、生協とその関連で働くすべての労働者の生活と労働を改善し、一人ひとりが将来にわたって働き続けられる条件と展望を創り出すために、ひきつづきのたたかいに全力をあげていくことが重要です。

以下の点を基本としながら、お互いに激励しながら元気に、そして粘り強くたたかい、要求の実現をめざしましょう。

(1) 「定昇の確保」を基本としつつ、ベースアップと底上げ、均等待遇の実現に全力をあげよう。

- ① すべての単組で最低限定昇を確保し、底上げ・ベースアップの獲得をめざそう。少なくとも、ゼロ回答を一掃しよう。
- ② パート最低時給の底上げをはかろう。生協労連ミニマムのパート時間額700円未満の一掃に全力をあげ、時間額1,000円に一步でも接近しよう。
- ③ 委託・派遣労働者も視野に、労使間で合意できるレベルでの最低賃金協定締結をめざそう。
 - ◆Step 1 ⇒ 労組員の最低賃金の協定化
 - ◆Step 2 ⇒ 生協（会社）の直雇用労働者の協定化
 - ◆Step 3 ⇒ 生協（会社）と関連労働者の協定化
- ④ 改定パート法の趣旨に即した均等待遇の前進をはかろう。そのためにも、正規との格差、違いについては経営側への説明責任を求めよう。
- ⑤ 人手不足の解消と採用時給の引き上げ、正規初任給の引き上げをかちとろう。
- ⑥ 一時金の前年実績月数以上の確保をめざそう。パートの一時金の取り崩しの申し入れ・提案にたいしては、「一時金取り崩し問題の当面の対応」にもとづきすすめよう。

(2)均等待遇の実現、実効あるパート法の改正を求める運動を広げよう！！

- ① パート法を積極的に活用して、均等待遇を実現しましょう。とりわけ、「賃金・労働条件が正規職員に比べ、なぜ低いのか」について、理事会に説明を求めましょう（パート法13条）。「パートだから」という回答を許さないとりくみをすすめましょう。
- ② 定年再雇用制度の見直しを求めましょう。定年延長や処遇の改善を実現しましょう。
- ③ 改正パート法との関係では以下の項目を重点にし、その実現をめざしましょう。
 - 1)正規職員の登用制度の導入（パート法12条）
 - 2)教育訓練の充実（パート法10条）、
 - 3)職務（役割・責任）が同じパートタイム労働者の均等待遇（パート法8条）、
 - 4)特別有給休暇（慶弔・生休・介護・裁判員制度・子の看護）の実現、
 - 5)通勤手当（交通費の支給基準）引きつづきパート法の説明会・学習会を実施しよう。
- ④ 「均等度調査表」の書き換えと集約を強めよう。
- ⑤ 地域でのパートや臨時で働く人たちの交流会や学習会の開催などにとりくもう。5月23～24日に開催される「パート・臨時など非正規ではたらくなかまの全国交流集会京都」に全国から代表を派遣しましょう。

(3)働きやすい職場をつくるために、雇用と労働条件を守る要求の前進をねばり強く追求しよう。

- ① 福利厚生制度、慶弔規定、介護・育児休業制度など、正規とパートの均等待遇が実現できるよう粘り強い交渉をすすめよう。
- ② 高齢者再雇用制度については、定年の延長をめざすとともに、実質的な処遇の改善をめざそう。
- ③ 理事会に労働法の遵守はコンプライアンスの中心であることを確認させ、サービス残業の根絶と「名ばかり管理職」の一扫のとりにくみを徹底しよう。すべての単組で36協定を締結し、年間360時間以下に削減しよう。
- ④ 労働安全衛生委員会の確立と強化、産業医の配置、メンタルヘルス対策の強化、パワハラ・セクハラの一掃など、労働者にとって安全で働きやすい職場をつくる対策をすすめよう。労災上積み補償制度と最低補償額1,000万円の実現をかちとろう。
- ⑤ 今後の退職金制度について、適格年金制度の廃止にともなう対応・対策を含めて、理事会の計画を明らかにすることを求めよう。
- ⑥ 裁判員制度への有給で特別休暇制度を実現しよう。

(4)厳しい情勢をチャンスととらえ、生協運動の前進のための徹底した議論を開始しよう。職場論議を重視し、職場のなかまの声を集めきって理事会と交渉しよう。

- ① 回答の背景とこれからの事業の方向、展望をしっかりと説明させ、労組員が納得するまで説明責任を果たさせよう。
- ② 人手不足対策、人材育成、教育、職場運営、コミュニケーションなどにしっかりと投資させることを確認しよう。
- ③ 新年度方針・予算にたいして、新たな投資が計画されている場合は、財務的な分析とと

もに、生協組合員にとってメリットが生まれるか、労働者にとって働きやすい職場づくりにつながるかの点検を行い、効果的に投資させることを追及しよう。

- ④ 事業連合にかかわる情報開示の徹底と、雇用と労働条件にかかわる事項は、労使の交渉・同意事項であることを確認しよう。

3. 国民・生協組合員との共同を前進させよう

(1)働くものの雇用と権利をまもるたたかいに全力を上げよう！！

- ② これから本格化する派遣切りや期間工の雇い止め、正規、パートを含めた首切りに反対してたたかうとともに、地域を中心とした支援活動に積極的にとりくもう。
- ③ すべての単組が「ワンコインカンパ」活動にとりくもう。
- ④ 職場で発生する雇用問題では、すべての労働者の雇用の確保をめざしてたたかうとともに、地連や事業連合単位でのとりくみも含め、たたかいを強化しよう。

(2)最低賃金の引き上げを求める運動をさらに前進させよう！！

- ① 改定最低賃金法の趣旨にもとづく最低賃金の大幅な引き上げ、地方最低賃金審議委員の獲得をめざして、地方労連と連携した運動を展開しよう。
- ② 最賃闘争推進委員会が作成した闘争資料（「最賃ソング」、「最賃チラシ」「最賃闘争シール」など）の活用をすすめよう。
- ③ 4月から「最賃署名」（団体署名と個人署名）」にとりくみます。また、「働くルール署名」をさらに大きく職場・地域で広げよう。4月、5月段階で実施する国会行動、国会議員への要請行動への参加をすすめよう。
- ④ 最賃生活体験運動、最低生活費体験運動などに引きつづきとりくもう。
- ⑤ 地方議会での採択運動にとりくむとともに、地域での共同（各団体との懇談など）を広げよう。
- ⑥ 4月22日に地方を中心に行われる派遣法の抜本改正を求める中央行動・最賃デー（第1次）への積極的な参加をすすめよう。生協労連全体として100人の参加をめざします。
- ⑦ 最賃デー中央行動への参加をすすめよう。こんご、以下の最賃デーが計画されています。
第2次最賃デー 5月15日（頃）調整中

* 中賃審議会に対し、厚生労働大臣からの諮問がおきる時期であることから、厚生労働省、労働局への要請行動、最賃審議委員選出団体への要請・懇談行動を行う。今年度の最賃改定審議が本格化する前に、各審議委員の姿勢をただし、全労連、生協労連の主張を浸透させること、各審議委員(選出団体)の主張や根拠をつかむ。

第3次最賃デー 6月17～19日（頃）調整中

* 最賃ハンスト座り込みを決行する

第4次最賃デー 7月23日（日比谷野外音楽堂確保）

* 中央審議会目安答申の山場を前に、公務員賃金改善の課題と結合させた最賃行動を行う。大規模な行動を配置し、最賃の大幅な引き上げの実現を迫る。

(3)くらしと憲法・平和を守る共同を大きく広げよう！！

- ① 4～5月の「活憲月間」を大きく成功させよう。労働組合として職場からの学習と論議を巻き起こし、労使の共同、生協組合員との共同を広げて、くらしと憲法・平和を守る集会や行動に積極的に参加しよう。
- ② 4月4～5日に長崎県佐世保市で開催する「第2回生協労連憲法闘争交流会」に積極的な参加をすすめ、大きく成功させよう。
- ③ 5月3日の「憲法記念日」にあわせた全国でのさまざまな行事やとりくみに大きく結集しよう。
- ④ 血税を注ぎ込むグアム協定、ソマリアへの派兵、自衛隊の海外派兵に反対します。そのために署名にとりくみましょう。
- ⑤ 5月6日からスタートする国民平和行進への参加を各地ですすすめよう。来年のNPT斉藤検討会議での明確な核兵器廃絶の約束を実現するために、「アピール：核兵器のない世界を」の署名に全力をあげてとりくもう。
- ⑥ 6月20～22日の沖縄基地・戦跡めぐり、原水爆禁止世界大会・生協労働者のつどい（8/8長崎）などに、計画的な参加をすすめよう。
- ⑦ 職場からの要求を実現するとりくみと結合して、戦争する国づくりと国民のくらし破壊、地方自治の破壊をとめるたたかいを前進させ、中央・地方で政治の革新をめざすとりくみをすすめよう。
- ⑧ 後期高齢者医療制度の撤回・中止を求めるとりくみ、介護報酬の引き上げと制度改悪を許さないとりくみを広げよう。
- ⑨ 消費税増税の署名のとりくみを軸に、消費税増税反対の世論を国民の圧倒的多数とするとりくみに全力を上げよう。そのために、店頭や駅頭などでの署名宣伝行動を具体化するとともに、生協組合員や理事会との共同のとりくみを追求しよう。

4. 春の組織拡大月間を成功させ、新しいなかまとともに春闘をたたかおう

(1)春の組織拡大に全力をあげ、8万人の組織の土台をつくろう！！

- ① 「表彰制度」にすべての単組がエントリーし、目的意識的な拡大にとりくもう。地連として、計画にもとづいた実践と点検をすすめよう。
- ② すべての地連で重点単組にたいする具体化と支援を強めるとともに、「総がかり作戦」を具体化し、組織拡大の飛躍をつくりだそう。
- ③ 介護のなかまの組織拡大に本格的に足を踏み出そう。介護事業単組は、5月の介護事業交流会に組織拡大担当者を派遣しよう。
- ④ 組織拡大リーフを積極活用するとともに、それらを活用して生協労連未加盟組織への訪問活動にとりくもう。

- ⑤ 新たに入協する労働者を労働組合に迎え入れるための交流・学習の場を計画的につくろう。
- ⑥ 7月に開催される第5回労働組合の拡大・強化めざす交流会にすべての単組から担当者、代表を派遣しよう。

(2)各地連の単組代表者会議に結集し、たたかう態勢を確立しよう！！

- ① 単組執行部の回答評価、職場の状況、今後のたたかいのかまえと具体的配置を意志統一しよう。
- ② 執行委員会の確認・論議内容などはできるだけすばやく職場にかえし、職場のなかま一人一人から意見や要求をもとに団体交渉にのぞもう。
- ③ 理事会の不誠実な姿勢にたいしては、ストライキ配置をすすめるなど、断固たる姿勢でのぞもう。
- ④ 理事会の不誠実な姿勢、労使関係ルール違反、こう着状態にある単組にたいしては、地連として支援態勢をつくりあげてとりくみをすすめよう。必要な場合、全国からの支援を呼びかけよう。
- ⑤ とりわけ新しい単組には地連として指導と援助を強めよう。
- ⑥ 地連として、要求未提出の単組に訪問するなどの対策をすすめよう。
- ⑦ 事業連合によって、単組・単協の回答・交渉が強く影響されはじめています。地連として、単組の労使交渉を打開するために必要と判断した場合、事業連合との協議・懇談をすすめよう。
- ⑧ 職場からの創意的な行動、労使の共同・生協組合員との共同促進のとりくみ強化を徹底しよう。

(3)4月段階で数次の団体交渉などを配置し、要求の実現をめざそう！！

- ① 単組では数次の団体交渉・労組集会などを必ず配置しよう。
- ② 賃金闘争を中心に局面を打開し、決着への見通しをもったたたかいの配置をすすめよう。
- ③ 4月末での賃上げ闘争の決着を目標に、職場を基礎に団交・行動配置をすすめよう。地連として、4月末結着に向けた統一闘争集中期間を配置しよう。

(4)5月以降のとりくみへの結集をすすめよう！！

5月から6月にかけて行われる以下のとりくみと交流会への参加をすすめよう。

- ①生協労連・第2回憲法闘争交流集会（4/4～5）
- ②生協労連・第11回女性部会全国交流会（5/16～17）
- ③生協労連・第9回介護事業問題交流会（5/16～17）
- ④生協労連・第14回青年部会全国交流会（5/23～24）
- ⑤全労連・非正規センター全国交流会（5/23～24）
- ⑥生協労連・第4回店舗事業セミナー交流会（5/28～29）
- ⑦全国センター・第5回労安学校（6/4～5）

- ⑧生協労連・大学部会全国交流会（6/6～7）
- ⑨生協労連・第4回退職金・企業年金問題交流会（6/6～7）
- ⑩生協労連・壮年部・中堅部全国代表者会議（仮称）6/7）
- ⑪生協労連・第10回いのちと健康を守る交流集会（6/27～28）
- ⑫生協労連・第15回沖縄基地・戦跡めぐり（6/19～21）
- ⑬生協労連・第14回学校部会全国交流会（6/27～28）
- ⑭生協労連・第5回組織強化・拡大交流会（7/11～12）

以 上。